

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2014年8月25日

Vol.46

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「朝倉三連水車」 photo 前田 豊

福岡県朝倉市に三連水車があります。1662年、筑後川に山田堰を設けて農業用水を堀川に通しましたが、堀川より高い田に水を引くため、1789年、堀川に木製自動回転式の二連水車、三連水車を設けて揚水し、合計35ヘクタールの田に水を潤しました。220年前のことです。1990年、堀川と水車群は「堀川用水路水車群」として国指定史跡に指定されました。

この写真は水車で汲みあげられた水が勢いよく落下するところを8000分の1秒の高速シャッターで写しました。水が跳っているようです。

あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 井上 敦史

会ってみたい人



弁護士 小宮 和彦

坂本堤弁護士。修習同期で一緒によく飲んだけど、弁護士3年目で妻子とともにオウム真理教信者に殺されてしまいました。
一本筋の通った男でした。あいつに「お前、それでいいの？」と言われてみたい。



2014年4月19日 9条の会集会
(撮影 津留雅昭弁護士)

同年代の自宅の両隣の人や同年代の弁護士が他界しました。いなくなると、ふと、ああ会ってみたいなあと思うことがあります。

弁護士 前田 豊



弁護士 中村 伸子

北村薫の小説「円紫さんと私」シリーズ(空飛ぶ馬)「夜の鐘」などの主人公「私」です。ほぼ同世代で、本に対する感性など、共感するところが多かったです。それぞれ人生経験を重ね現在はどんな本を読んでいるかなど久しぶりに会った友人のように話をしてみたいです。



弁護士 井上 敦史

「明智光秀」。何とか説得して、「敵は本能寺にあり」とは言わせないようにしたいです。
信長が作ろうとしていた日本がどんなものだったか見てみたいんですね。

橋本 絵美

現在高校生になった子供たちが小さかった頃にタイムスリップして、もう一度会ってみたいです!!
最近、昔の写真やビデオを観ては、一瞬でもあの頃に戻らないかなあ~と思います。もちろん今も可愛い子供たちです(笑)

森 礼子

ズバリ!! 現在3歳の息子のお嫁さんです。
今からこんな事を言うようでは、ホントに恐ろしい姑へ一直線なのですが、なんせ高齢出産なので...
息子のお嫁さんになる人を見ることが出来る時まで、生きていられるのかなあと考えてしまうのです。

佐藤 亨恵

20世紀前半に活躍したヴァーツラフ・ニジンスキーという伝説のパレエダンサー。
「会いたい」と言われると、言葉の問題もあり難しいのですが、一度でいいから彼の踊りを生で見たいです(映像は残っていないそうなのです)。



「集団的自衛権」

福岡県弁護士会定期総会における発言 政府の「閣議決定」に異議！

弁護士 前田 豊

1 私の父は19歳の夏、昭和20年8月9日、長崎の爆心地から1.7kmの三菱造船所稲佐製材工場で被爆しました。熱線と爆風で大火傷を負いました。私の母は看護婦として佐世保海軍病院諫早分院で被爆者の看護をしました。私が学んだ諫早市長田小学校は被爆者の臨時の病院収容所となりました。中学校の裏手には被爆者の墓があると聞きました。

長崎では約7万人、広島では約14万人(昭和20年12月時点)が死亡しました。沖縄では地上戦で多数の民間人が死傷し、東京、福岡をはじめ各地の空襲でも多数が死傷しました。合計すると民間人約80万人が死亡しました。

将兵の死亡は約230万人、東京の千鳥ヶ淵には各地で戦死した将兵の数が石碑に書いてあります。ガダルカナル、インパール、フィリピン、中国などで補給を軽視した無謀な作戦が行なわれ、多くの将兵が餓死、病死を含めた広い意味の餓死をして戦死しました。戦死した将兵約230万人のうち約6割が広い意

味で餓死であったと推計されています(藤原彰「餓死した英霊たち」)。

こうして、民間人約80万人、将兵約230万人、合計約310万人が死亡し、周辺諸国にはその何倍もの多数の犠牲者を出す被害を与えました。

2 日本国憲法はこれらの尊厳犠牲をはらった戦争を放棄するという決意で制定されました。

憲法前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」としてあります。私は前文のこの部分が憲法の最も重要な部分であり憲法の源泉であると思

います。

憲法第9条は、第1項で国際紛争を解決する手段としての戦争と武力による威嚇及び武力の行使を永久に放棄し、第2項で陸海空軍その他の戦力は保持しない、国の交戦権は認めないとして

ました。戦後、政府は、自衛隊を創設

しました。それでも自衛隊は「戦力」ではなく、「集団的自衛権」は認められず、国の「交戦権」は認められず、日本が急迫不正の侵害を受けないときの實力行使は許されないと、というのがこれまでの政府の方針でした。それが憲法第9条のもとで許容しうる最大限の枠組みとされてきました。

ところが、安部首相はこの枠組みを越えて、政府解釈で、「日本が急迫不正の侵害を受けられない」という解釈改憲をしようとして

います。憲法第9条の下では認められない解釈です。

憲法の立憲主義は権力者の権力濫用を憲法で抑えるというものであり、憲法第99条に公務員の憲法尊重擁護義務が規定されています。憲法第9条を超えて集団的自衛権の行使を認めることは憲法第99条に反し立憲主義にも反するものです。

3 弁護士会が総会決議をすることにしようとして

弁護士法第1条は「弁護士は基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする」と規定されています。弁護士会は強制加入団体ですから会員の考え方は様々ですが、基本的人権擁護と社会正義の実現を大切にしようという点では共通であり、弁護士会は、戦争は最大の人権侵害であるという観

念をもち、早期から身体障害者手帳の交付を受けることができるようにする必要があります。

5 ところが、7月1日、自民党公明党の安倍政権は、これまで日本国憲法が認められないとしてきた「集団的自衛権」を容認する閣議決定を行いました。

この閣議決定は許されない暴挙というほかはありません。憲法9条のもとでは、日本が国外で「実力行使」武力行使を認めることはできません。湾岸戦争やイラク戦争で戦闘地域に自衛隊がいくのを禁じたのは、それが集団的自衛権の行使であり、

点から戦争に反対し、立憲主義と恒久平和主義を重要な原則と位置づけました。

本定期総会における「集団的自衛権の行使を可能とする内閣の憲法解釈変更」に反対する決議は、その観点から意見を表明するものであり、私はこの決議に賛成します。そして、圧倒的な多数の会員の賛成でこの決議が可決されることを希望します。

4 以上は、私が2014年5月28日の福岡県弁護士会定期総会において発言したものです。今回事務所ニュースを書くにあたって若干の加筆をしました。

定期総会では圧倒的多数の賛成で集団的自衛権反対の決議をしました。福岡県弁護士会だけでなく全国52の弁護士会及び全国組織の日本弁護士連合会がそろって政府の解釈改憲に反対する決議をあげました。

6 かつて、日本陸軍には「統帥(とうすい)綱領」、「統帥参考」という極秘文書がありました。天皇の統帥権は超法規的であり憲法以下のあらゆる法律とは無縁である、統帥権には国務大臣の輔弼(ほひ)すら必要ではない、軍が自由にできる、というのです。それが軍の独走を許し、満州事変、日中戦争、太平洋戦争へと突き進んでいったのです。一般に立憲君主制といわれる明治憲法下において、軍による統帥は立憲主義の埒外(らちがい)におかれ、戦争を許したので

す。

今回の閣議決定は、戦前の「統帥参考」を思い起こさせる、立憲主義の破壊行為と言わなければなりません。

7 私は、閣議決定に異議を唱えるとともに、国民運動、国会審議又は司法の場などで今回の閣議決定を覆す大きな動きを起す必要があると思います。

同時に憲法9条の改正が政治日程に上がることにしても警戒しなければなりません。

主権者は政府や政党ではなく国民なのです。

ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費の助成制度の創設を求めています

弁護士 井上 敦史

1 はじめに
今回のニュースは、私が一員として取り組んでいるB型肝炎訴訟原告団・弁護団の活動についてのご紹介です。

2 B型肝炎・C型肝炎と
B型肝炎・C型肝炎の感染原因は、予防接種における注射器の使い回し、血液製剤、医療器具の使い回し等の病原菌がほとんどで、国に法的責任がある場合、あるいは医療行政上の責任がある場合がほとんどです。そしてウイルス性の肝炎は「慢性肝炎→肝硬変→肝がん」と症状が進行し、どんどん重くなっていく病気で

3 肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設
現在、肝炎に関する医療費助成制度は、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療についてのものが創設されており収入に応じて月に1万円ないし2万円の負担で治療を受けることができるようになってい

4 肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和
肝臓機能障害が一定の基準を満たしている場合その方に身体障害者手帳が交付されるようになってい



請願署名の際のチラシと署名用紙

たたくても費用が高額のため治療を受けられず、どんどん重症化していき、早期に治療を受け、症状を進行させず、少しでも長く

生きるために、肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を早急に創設する必要があります。

しかし、この基準は非常に厳しく、身体障害者手帳が交付されるのはごくわずかの方たちにとどまり、しかも亡くなる直前になってようやく交付されるといふ状態でした。これでは身体障害者手帳を交付されてもほとんど意味のないものとなってしまいました。

そこで、肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、早期から身体障害者手帳の交付を受けることができるようにする必要があります。

このようにウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和を求め、原告団・弁護団は、本肝臓病患者団体協議会とともに、地方議会への請願と署名活動を行いました。

地方議会への請願では、原告団・弁護団が、県議会や市議会等の議員に面談をして趣旨説明をし、議会において採択していただく活動を行いました。これまでに九州では25の地方議会(平成26年7月19日現在)で採択されています。今後も採択されていない県・市町村に働きかけをして一つでも多くの地方議会が私たちの請願が採択されるよう活動していきます。

また、署名活動では多くの皆様にご協力をいただき、全国で51万1672筆、九州だけで11万8777筆もの署名が集まりました。集まった署名を国会に提出するにあたり、国会議員に紹介議員となつていただく必要があるのです。3月、4月と全国から原告団・弁護団が東京に集ま



B型肝炎に関するパンフレット